

コポカ Q&A

copoca

Q. どのお店で使えますか？

コープいしかわの店舗のみで使用できます。
(コープたまほこ、コープおおめか)

Q. 電子マネーの有効期限はいつまでですか？

最終チャージ日及び使用日から5年間です。
残高の払い戻しはできません。

Q. カードの切り替えは？

カードの切り替えは随時実施しています。
サービスコーナーまでお越しください。

Q. 今までのポイントはどなるの？

カードの切り替えの時に移行します。今まで通り使用できます。

Q. レジで電子マネーが不足した場合は？

残りは現金、ポイントで支払うことができます。
ポイントは1ポイント(1円)から使用できるようになりました。

Q. チャージ(入金)はどうやってするの？

各店舗に電子マネーのチャージ機を設置します。
取り扱い現金のみで、1,000円単位のチャージ(入金)となります。
※1回のチャージ上限は40,000円です。
※最大チャージ金額は90,000円となります。

Q. カード残高はどうやって確認するの？

A. ①チャージ機 ②レシート
③コープいしかわホームページで確認できます。

Q. 今までのコープカードはもう使えなくなるんですか？

A. 今までの「コープカード」もご使用いただけます。
ただし、交換した場合は今までのコープカードは
回収させていただきます。

Q. カードを紛失した場合は？

A. サービスコーナーまでお問い合わせください。
カードの利用停止、再発行手続きを行います。
お届け時点のチャージ金額を移行いたします。



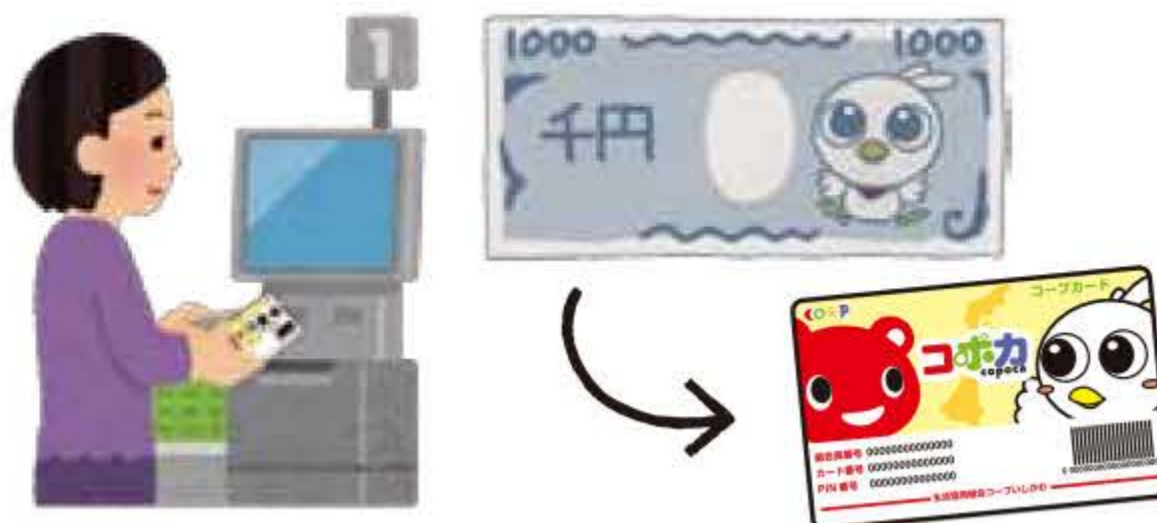
お問い合わせ

コープたまほこ・・・076-292-3338

コープおおめか・・・076-220-6688

使い方は かんたん!

チャージ機で入金!



①チャージ機で現金を「コポカ」にチャージ(入金)1,000円毎に5円の電子マネーを進呈!



②お買い物!

小銭いらずで
便利です。



③あとは「コポカ」でお支払い。
お会計の時、レジで「コポカ」を
レジ担当者に渡してね!

電子マネー機能付コープカード



コポカ

copoca

お得!便利
いっぱい!
さっそく使ってねー!



発行手数料無料
即日発行

※クレジットカードではありません。
※カードの発行はコープいしかわの組合員のみとなっています。

電子マネー機能付コブカード コポカご利用規約

第1条.本規約の目的

本規約は、生活協同組合コープいしかわ(以下「生協」という)が発行するコブカードに付帯する「コポカ・電子マネーサービス」(以下「コポカ」という)について規定するものであり、組合員がコブカードを使用して電子マネー機能を利用するにあたり本規約が適用されるものとします。なお、コブカードに付随または関連して生協が提供するサービスについては、本規約と併せて生協が各々に定める規約が適用されるものとします。

第2条.定義

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- 1.コブカードとは、コープいしかわのポイントカード機能に加え、組合員証として各種サービスを受けられるカードです。
- 2.コポカとは、生協が発行したコブカードに記録される金銭的価値を証するコブカードをいいます。
- 3.電子マネーとは、組合員が生協に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下「商品等」という)の対価の全部または一部の支払として、生協所定の方法によりコポカにチャージされた電子マネーを利用することで、生協から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- 4.チャージとは、第4条.チャージ(入金)に定める方法により、組合員がコポカに電子マネーを加算することをいいます。
- 5.電子マネー残高とは、最後にコポカを照会した日における電子マネーの残余数量をいいます。

第3条.不正使用等の禁止

- 1.コープいしかわの組合員及び同居の家族の方のみ使用できます。他人への貸与・譲渡はできません。
- 2.組合員は、コブカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。
- 3.次のいずれかに該当するときは、当生協は組合員にカードの使用をお断りし、カード自体を失効したうえで、組合員のカードを当生協にお引渡しいただきます。
 - (1)組合員が、不正な方法によりカードを取得し、また、不正な方法により取得されたカードであることを知って使用した場合
 - (2)カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合
 - (3)本規約に違反した場合
 - (4)その他、本カードが不正に利用された場合
- 4.前項各号の疑いがある場合、当生協は調査の為、一時的にカードをお預かりできるものとします。
- 5.尚、当生協は、本条3項各号該当行為をした組合員に対しては、当該カードの交換・再発行・返金には原則として応じません。

第4条.チャージ(入金)

- 1.組合員は、生協所定の場所・方法にてコポカに1,000円単位で繰り返しチャージすることができるものとします。
- 2.組合員は1枚のコポカに対して、90,000円までチャージできます。また、一度にチャージできる上限額は40,000円までとします。

第5条.コポカ電子マネーの利用

- 1.組合員は生協でコポカ電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、生協が定める一部商品、サービスについて、利用を制限する場合があります。
- 2.組合員が生協でコポカ電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、電子マネー残高から商品等購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品等購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。
- 3.組合員は、電子マネー残高が商品等の購入合計額に不足する場合には、その不足額を生協が定める方法により、支払っていただきます。
- 4.組合員が生協において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるコポカの枚数は、1枚に限りです。
- 5.組合員は、コポカ電子マネーを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認していただきます。万一誤りがある場合には、その場で生協に申し立ていただけます。その場で申し出がなされない場合には、組合員は当該電子マネー残高について誤りがない事を承知したものとします。但し、組合員が証拠に基づき誤りを立証した時はこの限りではありません。

第6条.コポカ電子マネー残高

- 1.電子マネー残高、最後にコポカを利用した日および最後にチャージした日は、利用時のレシート、チャージ機、生協ホームページにて照会することが出来ます。
- 2.生協ホームページにおいては、生協所定の方法で残高のほか利用履歴を確認することができます。但し、システムの都合上、表示できる内容、件数は生協の定めるところによります。照会に際しての電話料金及びインターネット利用代金等は組合員のご負担となります。
- 3.組合員は最後にチャージした日またはコポカを利用しないまま5年を経過した場合、自動的に失効し、残高はゼロとなります。

第7条.電子マネー残高の合算

組合員は、生協が認めた場合を除き、電子マネー残高を他のカードに移行することはできません。

第8条.コポカ電子マネー機能の利用が出来ない場合

- 組合員は次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、コポカ電子マネーを利用すること、及び電子マネー残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾していただきます。
- (1)生協がコポカ電子マネー機能を提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
 - (2)コポカの破損、または生協の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合
 - (3)その他やむを得ない事由のある場合

第9条.換金等不可

第17条に定めるところにより、生協がコポカ電子マネーサービスを終了する場合を除き、電子マネー残高の換金または現金の払戻しは原則としてできません。

第10条.脱退

- (1)組合員は生協所定の方法により生協を脱退することができるものとします。この時、生協所定の期間が経過したときに組合員資格が喪失され、コブカードの利用ができなくなります。
- (2)前項の場合、コポカにチャージされている電子マネー残高の現金の払い戻しは、基本出来ないものとします。
- (3)脱退前に電子マネー残高を使い切った後に、コブカードはご返却ください。

第11条.コブカードの紛失・盗難・破損・汚損・磁気不良時の再発行等

- 1.コブカードの紛失・盗難等があった場合、速やかに生協店舗へ申し出て再発行の手続きを行ってください。(旧カードのポイントは再発行されたカードに移行致します。)
- 2.組合員は、コブカードの再発行に伴い、所定の発行手数料を支払うものとします。

第12条.コポカの紛失・盗難等の場合

コポカの紛失、盗難等があった場合、速やかに生協店舗へ申し出て下さい。但し、紛失・盗難、その他の事由により電子マネー未使用残高が消失した場合、又は第三者に不正使用された場合、その他生協の債務不履行にあたらぬ事由により組合員に損害が生じた場合でも、生協は原則として責任を負いかねます。

第13条.制限責任

第8条各号に定める事由によりコポカ電子マネーの利用が出来ない場合に定める理由、並びに組合員の故意又は過失及びこれに準ずる理由により、組合員がコポカ電子マネーを利用することができないことで当該組合員に生じた損害等について、生協はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が生協の故意または重過失による場合を除きます。)

第14条.生協との紛議

- 1.組合員が、コポカを利用して購入または提供を受けた商品等について、組合員から返品を求められた場合や、瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については組合員と生協の間で解決するものとします。
- 2.前項の場合においても、組合員は、生協に対し、コポカの利用行為の取り消し等を求めることはできないものとします。

第15条.個人情報の収集・利用

組合員(本条においては、コポカの申し込みをしようとする方を含みます)は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、組合員が申し込み時に生協に届け出た事項およびコポカの利用履歴等の情報(以下「個人情報」といいます)を、生協が定める「個人情報保護基本方針」(生協ホームページに確認することができます。)に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

第16条.規約の変更

- 1.生協は、生協所定の方法により事前に組合員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また規約変更後、組合員がチャージ、コポカを利用した商品等の購入、電子マネー残高の照会をした場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- 2.規約変更後、組合員が脱退することなく1ヶ月が経過した場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第17条.コポカ電子マネーの終了

- 1.生協は、次のいずれかの場合には、組合員に対し事前に生協所定の方法で通知することにより、コポカ電子マネーを全面的に終了することができるものとします。
 - (1)社会情勢の変化
 - (2)法令の改廃
 - (3)その他生協のやむを得ない都合による場合
- 2.前項の場合、法令に基づき、組合員は生協の定める方法により、電子マネー残高に相当する現金の払い戻しを生協に求めることができるものとします。ただし、生協が前項の通知を行ってから5年経過した場合には、組合員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第18条.通知の到着

生協が、組合員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、生協は組合員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を送付すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第19条.業務委託

生協は、本規約に基づくコポカ電子マネー運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第20条.合意管轄裁判所

組合員は、本規約に基づく取引に関して、生協との間に紛争が生じた場合には、生協の本部所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

【ご相談窓口】

- 1.コブカードに関するお問い合わせ、ご相談等は、下記までご連絡ください。
- 2.個人情報に関するお問い合わせや、開示等の申出等に関しましては、下記までお願い致します。

生活協同組合コープいしかわ
☎0120-759-853 <http://www.ishikawa.coop/>
〒920-2148 石川県白山市行町西1番地

お得!便利 いろいろ!



チャージ(入金)
1,000円ごとに

5円

電子マネー進呈! ※キャンペーン時は除きます。



お買い物 がスムーズに! お金を取り出す 手間がありません!



小銭いらすでお財布がスッキリ!



 生活協同組合コープいしかわ